ここ見て!たはら

09 若者・子育て世帯向け! 定住のための住宅取得に奨励金を交付します!

◀市HP

人口増加と地域活性化を図るため、定住・移住を応援する奨励金を交付します。

【対象住宅】 令和6年4月1日～令和8年3月31日の期間に自ら取得(権利登記)する新築住宅または建売住宅で、次の要件を全て満たすもの

①建築基準法に基づく確認済・検査済の物件 ②居住用面積が70㎡以上
③取得価格が500万円以上
※住宅または店舗などとの併用住宅が対象 ※既存住宅の増改築は対象外

【対象者(①～③のいずれの要件も満たす方)】

①申請者本人または配偶者が45歳以下の方
②対象住宅の所有権を2分の1以上有する方
③たはらエコチャレンジ宣言登録者

【奨励金】

①市外に1年以上居住し転入[20万円]
②市内の社宅・賃貸住宅などに5年以上居住し転居[20万円]
③上記①・②以外[10万円]

【奨励金へ加算される額】

・義務教育終了前の子が同居[一律10万円]
※たまぽカードポイントまたは地域商品券で支給
・赤羽根・福江市街化区域、弥八島地区計画区域、夕陽が浜、光崎で取得[10万円]
・市内建設業者が建築[20万円]

最高60万円

▶建築課 ☎23-3684

11 できていますか? 住まいの地震対策

◀市HP

お住まいの木造住宅が地震に強いか無料で診断します。また、改修する場合などの費用を補助します。

補助金名	補助条件	補助額
木造住宅等耐震改修補助金	耐震診断の結果、安全でないと診断された住宅の補強設計および補強工事	上限170万円
簡易耐震対策事業補助金	耐震診断の結果、安全でないと診断された住宅の屋根の軽量化や、防災ベッドの購入など	上限40万円
木造住宅解体事業補助金	昭和56年5月以前に建築された地震時に安全でない木造住宅の解体工事	上限10万円(補助1/2)
ブロック塀等安全対策事業補助金	道路などに面している危険なブロック塀などの撤去	最大20万円(補助1/2)
	撤去後、フェンスなどへ建て替え	最大30万円(補助1/2)

※木造住宅等耐震改修補助金は、140万円からさらに最大30万円上乗せされます。【上乗せ条件:高齢者のみ世帯20万円、市内業者が施行10万円】

▶建築課 ☎23-3526

10 空き家を放置していませんか? 空き家の活用・解体を支援

本市では、空き家の活用や解体を促進するため、以下の補助金制度の他、行政書士や宅地建物取引士による無料相談を行っています。(無料相談については、36ページの「暮らしの便利帳」をご覧ください。)

補助金名	補助上限額(補助率1/2)	市HP
空き家等活用促進事業補助金 ※空き家バンクに登録が必要	・改修費補助 60万円 ・片付け費補助 10万円 ・手続費補助 10万円	
空き家解体促進事業補助金 ※市が判定し対象となった空き家	・危険空き家 50万円 ・老朽空き家 20万円	

▶建築課 ☎23-3684